

令和6年度第1回横須賀市生活環境保全審議会議事録

- 1 日 時 令和7年2月3日（月） 18:00～20:15
- 2 場 所 横須賀市立総合福祉会館2階第2会議室
- 3 出席委員 阿瀬川委員、井澤委員、出石委員、城川委員、
駒田委員、増井委員
- 4 事務局 民生局福祉こども部 藤崎部長
民生局福祉こども部福祉総務課 清水課長、稲葉主査、鈴木担当
民生局健康部保健所保健予防課 小菅課長
環境部廃棄物対策課 井口係長、吉田業務主任、正野担当
- 5 傍聴者 なし
- 6 開 会
進行：福祉総務課 清水課長
藤崎福祉こども部長から開会の挨拶
- 7 委員紹介
各委員が自己紹介を行った。
- 8 定足数報告
定数7名中、6名の出席があり、横須賀市生活環境保全審議会規則第4条
第2項の規定により、会議が成立している旨を報告した。
- 9 傍聴報告
傍聴希望者がいないことを報告した。
- 10 会議の公開・非公開について
本日の審議内容に個人情報に当たる部分があることから、横須賀市情報公開
条例第27条第2号の規定に基づき、該当部分を非公開として開催することを確認した。

11 議 事

(1) 委員長の選出、職務代理者の指名

- ・ 委員の互選により、出石委員が委員長に選出された。
- ・ 職務代理者は委員長の指名により、阿瀬川委員が選出された。

(2) いわゆる「ごみ屋敷」に関する条例施行後の対応状況について（報告）

ア 説明

事務局から資料3～5に基づき説明を行った。

イ 質疑

(阿瀬川委員)

条例対象のうち、対応継続中の案件で堆積者と会えていないなど、解決に進まない要因はあるのか。

(事務局)

対応継続中の案件については、久里浜収集事務所の職員を中心に訪問しているが、堆積者と会えず、また、手紙を投函しても、連絡がない案件がほとんどである。

また、堆積者と接触できている案件の中には、堆積物の片付けは自分でやるという人もいる。このような案件は、他の案件と比べて堆積量も多くないため、現状は行政手続きまでは行う必要がないと考えており、堆積者とやり取りをしながら進めている状況である。

(出石委員長)

まず一つ感想から。毎年新規の通報がある中で、継続中の案件は徐々に減っている。最も対象案件が多い年は令和2年の25件であるが、現時点で16件となっている。これは条例と条例に基づく市の取り組みの成果だと思う。

次に質問だが、ごみ屋敷の対象案件で解決した後に、再発となった案件はあるのか。

(事務局)

先ほど紹介した長井1丁目の案件は、再発の可能性はある。

排出支援により屋外の全ての堆積物を排出したが、その後、堆積物は徐々に増えているため、改めて訪問し「屋外の堆積物が増えてきているが大丈夫か」というような話をしようと考えている。

また、この堆積者は小さい頃に自分のおもちゃを親に勝手に捨てられてしまった経験があるようで、それから物を捨てられなくなってしまったと本人から聞いている。一種のトラウマに似た感情があり、今後、再発する可能性があると考えている。

(出石委員)

取り扱いを確認したい。不良な生活環境を解消した後に再発した場合、新しい番号を取るのか。

(事務局)

基本的には新しい番号を取っている。

(出石委員)

条例上、再発の場合には手続きの簡素化・簡略化が認められているので、その場合は備考に「再発」と記載した方が良いと思う。ごみ屋敷というのは、根治しないと再発するので、これをどう対応していくかというのはすごく大事なところだと考えている。

(井澤委員)

解決案件のうち、番号が抜けているところは、解決していない案件ということか。

(事務局)

そうである。解決していない案件や、条例対象になっていない案件についても、通報があった段階で全て番号を取っている。解決案件の資料に記載している案件は、条例対象になり、かつ、解決した案件である。

(3) 個別案件に係る報告及び「命令」に関する意見聴取について

以降の審議は横須賀市情報公開条例第7条第5号に規定される個人情報に該当することから、非公開とすることを委員長が宣言した。

=====以降 非公開=====